

会 社 名 デンセイ・ラムダ株式会社  
 コード番号 6917  
 問合せ先 常務取締役 管理本部長  
 小橋 正實  
 T E L (03) 3447 - 4411

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成14年5月30日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を、平成14年6月26日開催予定の当社第25期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
 当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、執行役員及び従業員に、また、その職務に対する意欲を高めることを目的とし、当社の監査役に対してそれぞれ新株予約権を無償で発行する。

2. 新株予約権発行の対象者  
 新株予約権の発行にかかる取締役会終結の時ににおいて在任する取締役及び監査役並びに在職する執行役員及び従業員（以下「対象者」という。）

3. 新株予約権発行の要領  
 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
 当社普通株式130,000株を上限とする。  
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1単元に満たない株式は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他の組織変更を行う場合、当社は取締役会の決議に基づき、かかる合併またはその他の組織変更にかかる契約の定めに従い、必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数  
 1300個を上限とする（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、前記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、調整後の株式数によるものとする。）。

(3) 新株予約権の発行価額  
 無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額  
 新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額に前記(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。  
 1株当りの払込金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が、新株予約権の発行日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。  
 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の1株当り株価}} \right)$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他の組織変更を行う場合、当社は取締役会の決議に基づき、かかる合併またはその他の組織変更にかかる契約の定めに従い、必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行日の3年後の応当日から7年間とする。ただし、新株予約権行使の条件または対象者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6) 新株予約権行使の条件

① 対象者のうち取締役、監査役及び執行役員は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役または執行役員であることを要する。対象者のうち従業員は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役または執行役員あるいは従業員であることを要する。

ただし、対象者は、以下に規定する一定の事由により当社または当社の関係会社を退任または退職した場合、退任または退職の時より6ヵ月間に限り、新株予約権を行使することができる。

イ) 私傷病または業務上の傷病

ロ) 任期満了または定年

ハ) 会社都合退職

ニ) 早期退職勧奨に応じた場合

ホ) その他取締役会が相当と認める一定の場合

② 対象者が、新株予約権を行使する前に死亡した場合は、その者の相続人は、相続が開始した時より1年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④ 対象者は、一度の手続において割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めるものとする。

(7) 新株予約権の消却

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合または当社につき解散決議が成立もしくは解散命令が出された場合、新株予約権を無償で消却することができる。

② 当社は、対象者が前記(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合または対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当該対象者に対し発行した新株予約権（一部放棄した場合は放棄された新株予約権）を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

以上